

議案第 38 号

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

あきる野市個人情報保護条例（令和 4 年あきる野市条例第 27 号）の施行後の一定の行為について、改正前の罰則が適用されるよう規定を整備する必要がある。

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

あきる野市個人情報保護条例（令和 4 年あきる野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を附則第 10 項とし、附則第 5 項を附則第 9 項とし、附則第 4 項の次に次の 4 項を加える。

- 5 附則第 2 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第 2 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 7 前 2 項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 51 条の規定に限る。）の施行の日（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。